



静岡県配偶者等からの暴力の防止及び
被害者の支援に関する基本計画

静岡県DV防止基本計画

配偶者等からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

静岡県では、被害者への支援体制を充実し、DV防止と被害者の保護・自立支援等に関して更なる推進を図るため、新たに「静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画(静岡県DV防止基本計画)」を策定しました。



DV (ドメスティック・バイオレンス)とは

親しい男女の間で振るわれる暴力のことをドメスティック・バイオレンス(DV) といいます。「なぐる」「ける」といったような身体的暴力だけではなく、「外出をさせない」「無視する」「暴言をはく」「望まない性行為を強要する」など様々な暴力があります。

DVの種類

身体的暴力

- 平手でうつ
- 足でける
- 腕をねじる
- 引きずりまわす
など

精神的暴力

- 大声でどなる
- なぐるふりをして脅される
- 何を言っても無視
- 交友関係や電話を細かく
監視 など

経済的暴力

- 家に生活費を入れない
- 必要なお金を渡さない
- 借金を負わせる
など

性的暴力

- 見たくないのにポルノ
ビデオやポルノ雑誌を
見せる
- 避妊に協力しない
など

なぜ被害者は逃げないのか

恐怖感

被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかないこともあります。



無力感

被害者は暴力を振るわれ続けることにより、「自分は配偶者から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることもあります。



複雑な心理

「暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっていることもあります。



経済的問題

配偶者の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え逃げることはできません。



子どもの問題

子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題などが気になり、逃げることに踏み切れないこともあります。



失うもの

配偶者から逃げる場合、仕事を辞めなければならないことや、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きいこともあります。



加害者の特徴

加害者については、一定の特徴はなく、年齢、学歴、職種、年収に関係がないといわれます。社会的地位が高く信用がある、あるいは穏やかで人当たりが良いなど、周囲の人からは「家で暴力を振っているとは想像できない」と思われている人もいます。

暴力を認めないまたは暴力を正当化する、暴力を被害者のせいにするなど加害者のタイプは様々です。



デートDV (ドメスティック・バイオレンス)とは

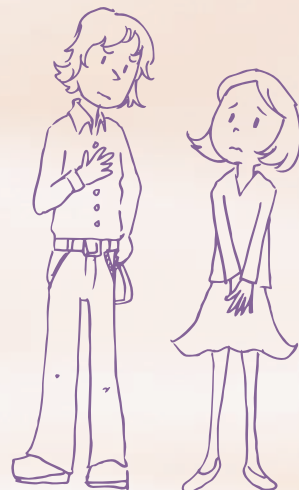
DVは結婚している配偶者間だけで起こるものではありません。高校生や大学生など10代から20代の若い世代でも「交際相手(恋人)からの暴力」が起きています。愛情があっても相手を束縛し苦しめていること。これを「デートDV」と呼んでいます。



ふたりの関係は? ~ デートDV危険度チェック ~

こんなことしていないかな?

- 自分のことを大切にしないと不機嫌になる。
- 自分の意見に従わないと大声でどなる。
- 相手がどこで何をしているのか知らないと気になって仕方がない。
- 相手が携帯電話やメールにすぐに返信をしないとイライラする。
- 相手が自分のことを好きなら、嫌なことでも応じるべきだと思う。



こんなこと感じたことないかな?

- 「バカ」「頭が悪い」など、傷つく言い方をされる。
- 相手を怖いと思うことがある。
- 優しいと思ったら急に意地悪をされる。
- 自分さえ我慢すれば、ふたりの関係はうまくいくものだ。
- 自分の気が進まないことをさせようとする。

◆チェックがひとつでもあれば、ふたりの関係を見つめ直してみよう

デートDV

=

言葉や態度による暴力

⇒

~~そく~~ ~~はく~~
束縛



相手と仲良くするために

何があっても暴力を認めない

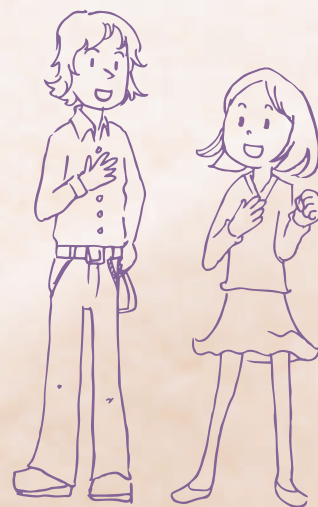
どんな事情があったとしても、暴力を振るうことは、決して許されません。

自分のことを大切に

自分らしさを大切に。自分の気持ちや体を大切にして、イヤなことは「NO」と言えることが対等な関係です。

相手のことも大切にする

暴力は、相手の体や心を傷つけます。自分の考えを相手に押し付けず、相手の意見をしっかりと受け止め、自分はどう思うのか、相手に伝えましょう。



あなたや友達が悩んでいたら

あなたが悩んでいたら

ひとりで問題を抱え込むと、ますますつらくなります。親、友達、先生など、信頼できる身近な人に相談してみましょう。様々な相談機関もあなたからの相談を待っています。

友達が悩んでいたら

まず、「何か困っていることない?」など声かけが大事です。友達の批判せず、しっかり話を聞いてみてください。また、相談できる場所があることも教えてあげてください。

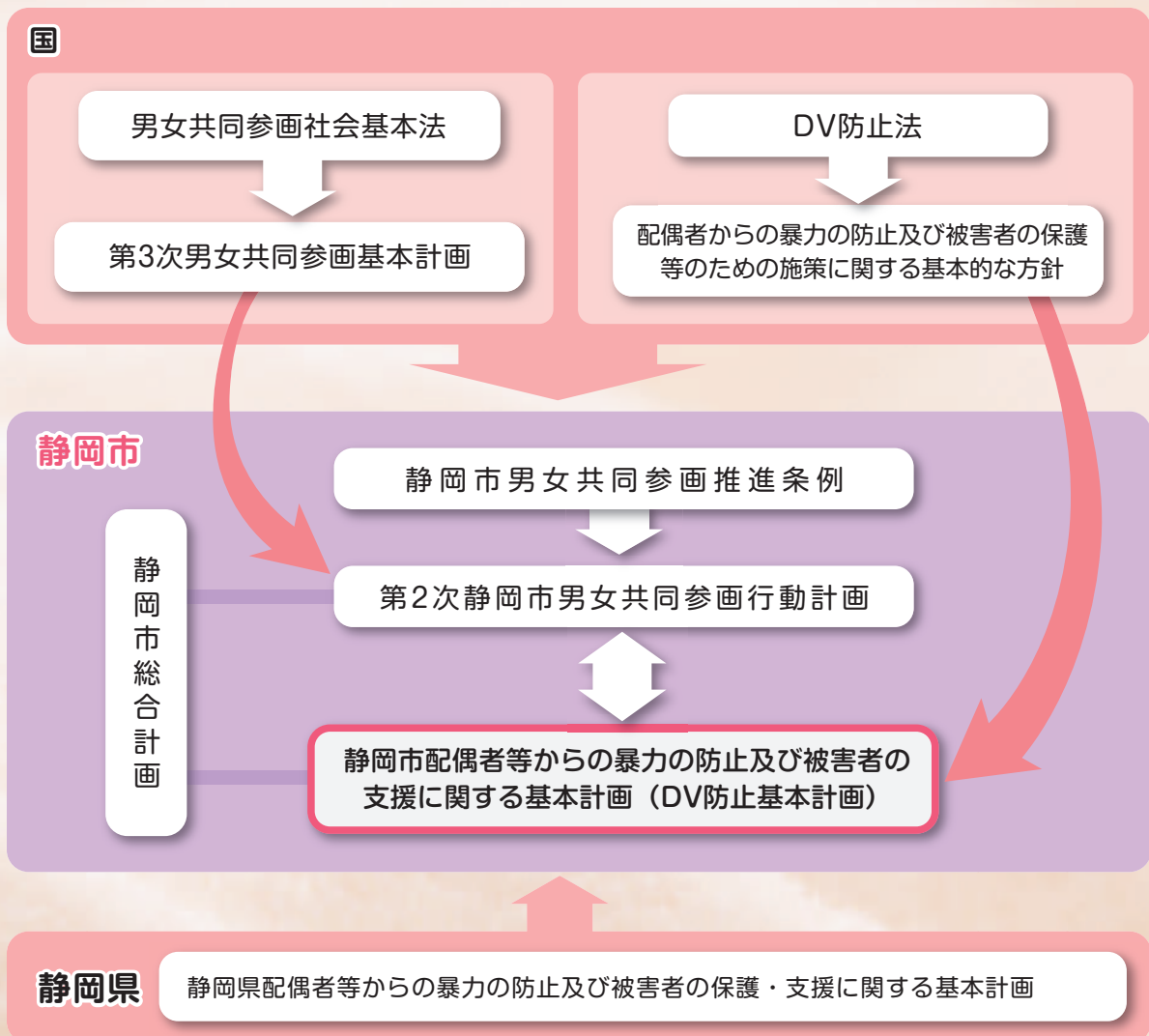
どんな計画なの？

定義

- 配偶者（事実婚・元配偶者も含む。）のほか、交際相手からの暴力も対象とします。
- 暴力は、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力を含みます。

計画の位置づけ

- DV防止法第2条の3第3項の規定に基づき策定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」です。
- 男女共同参画推進条例第16条の規定に基づく「静岡県男女共同参画行動計画」の施策の基本的方向の「女性に対する暴力の根絶」に位置づけられた取組と整合性を有します。



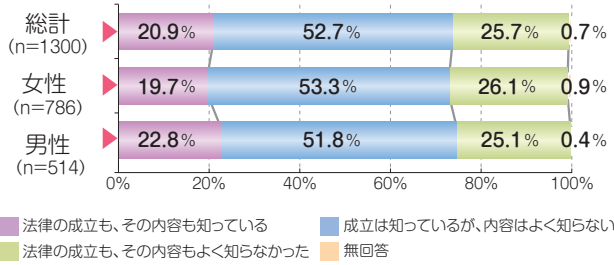
計画の期間 2014年度（平成26年度）から2022年度（平成34年度）までの9年間

計画の目標 男女間のあらゆる暴力の根絶

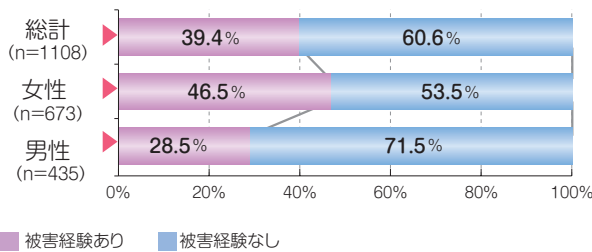
何が課題なの？

DVに関する市民意識調査

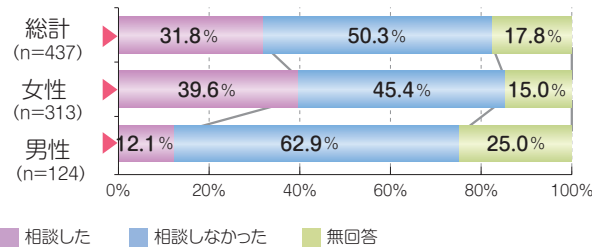
1. DV防止法の認知度



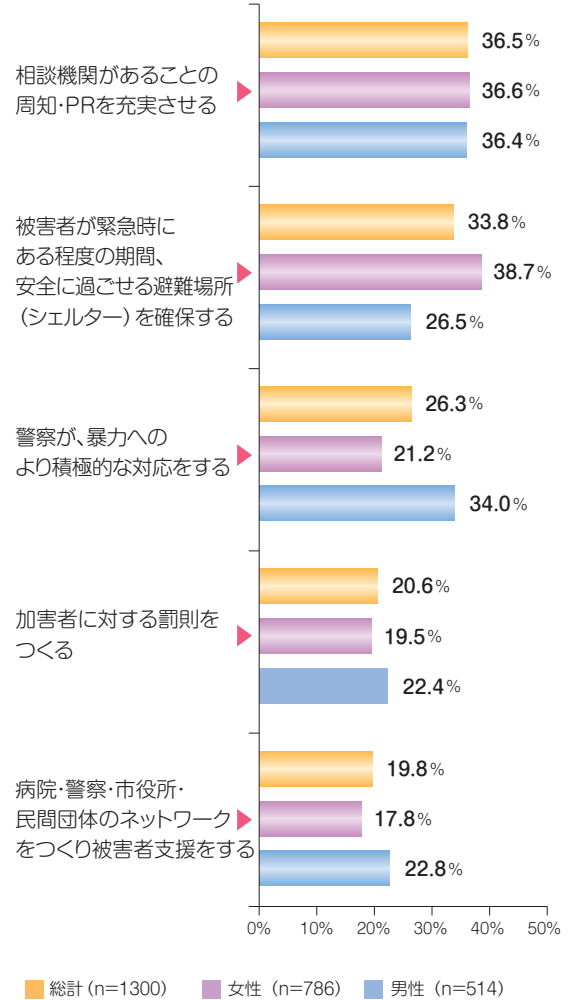
2. 配偶者からの被害経験の有無



3. 配偶者からの暴力に対する相談の有無



4. 公的支援策の必要性(上位5項目)



相談の状況

市婦人相談員による相談人数(3区合計)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	
相談者数(実人員)	396	438	495	642	597	
再掲	DV相談	189	251	250	337	330
	一時保護	64	33	29	26	20

市女性会館相談室における相談件数

年度	H20	H21	H22	H23	H24
相談件数(延べ件数)	2,062	1,949	2,422	2,633	2,794
うちDV相談	183	72	178	184	128

本市における課題

- 市民に対して、DVに関する正しい理解や意識啓発が必要
- DVに関する正しい理解とともに、一人で悩むことなく相談機関を利用できるよう相談しやすい窓口が必要
- 被害者の不安を解消する安全確保の充実が必要

どう取り組んでいくの？

施策の基本的方向

基本目標1

DVを生み出さない社会づくりの推進

DVを生み出さない社会を実現するためには、DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること、DVが配偶者間だけの個人の問題ではなく、社会全体の問題であることについて、広く理解を促すことが必要です。

- ①市民に対する広報・意識啓発の充実
- ②暴力の未然防止・再発防止の取組の推進
- ③職務関係者のDVへの理解促進

基本目標2

身近で相談できる体制の整備

被害者がDVから抜け出し、安全に生活していくためには、被害者への支援等に関する情報を適切に入手し、それを活用することが重要となります。そこで、被害者だけで悩むことなく相談窓口を利用するよう広く周知することが必要です。

- ④相談体制の強化
- ⑤子どもに対する支援の充実
- ⑥多様な被害者への配慮

基本目標3

被害者の安全確保の徹底

被害者は、命の危険を感じるほどの暴力を受ける場合や、着の身着のまま家飛び出し、助けを求めてくることもあり、被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくありません。そこで、配偶者暴力相談支援センター、女性相談窓口、警察等関係機関の間で、連絡体制や加害者からの追跡への対応等について、情報の共有と情報管理の徹底に努める必要があります。

- ⑦緊急時における迅速な安全確保
- ⑧被害者及び関係者に関する情報の保護
- ⑨市域を越えた広域的な対応

基本目標4

被害者の自立支援の充実

被害者に対しては、DV防止法による一時保護等を通じて、当面の安全を確保した上で、住民基本台帳事務における支援措置など、被害者等の情報の管理に留意し、複数の課題を解決しながら、自立した生活につなげていくことが必要です。

- ⑩心身の回復に向けた支援
- ⑪生活基盤を整えるための支援
- ⑫多様な被害者への支援

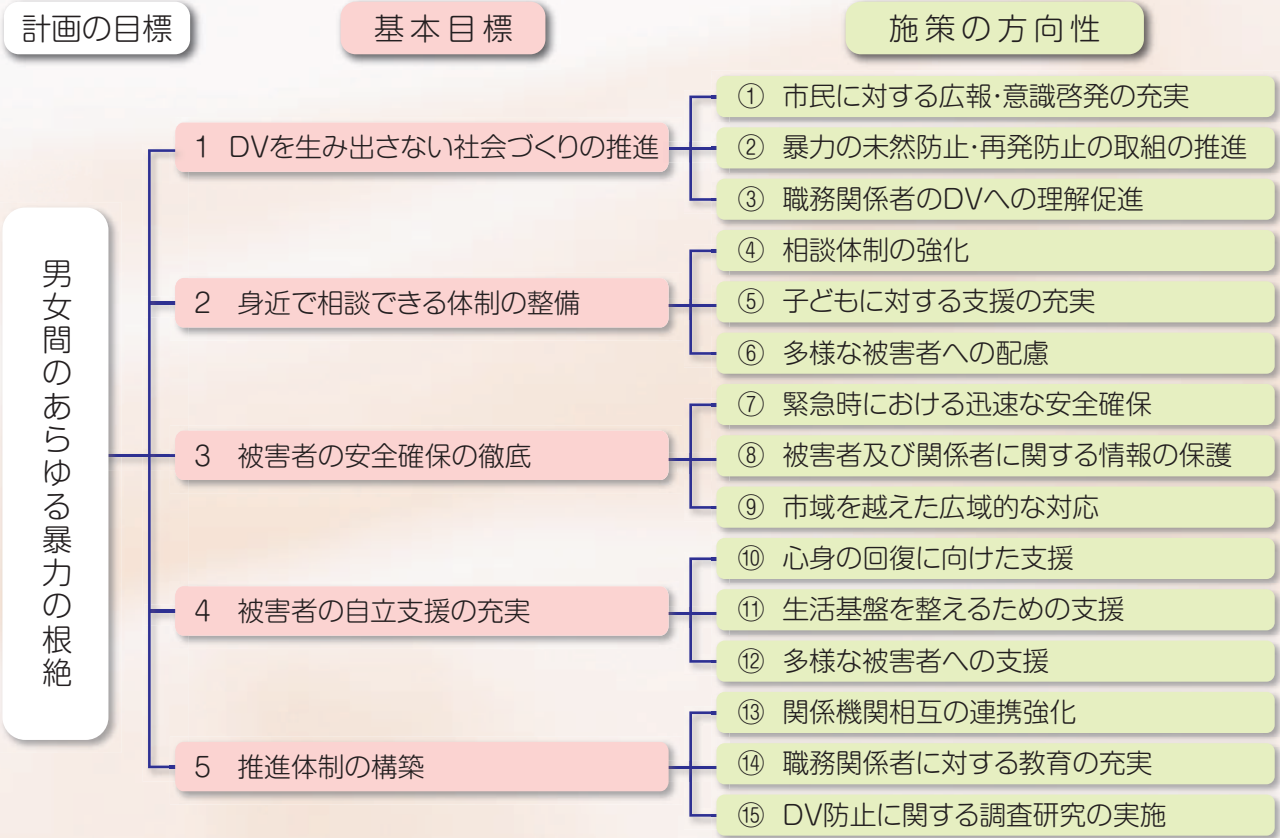
基本目標5

推進体制の構築

DV被害者に寄り添い、本人の意思を尊重した適切な支援を行うためには、課題解決にかかわる関係部局との連携強化のみならず、国及び静岡県、警察、医療機関、民間団体など関係機関が共通認識を持ちながら、緊密に連携して取組み、継続した支援を推進することが必要です。

- ⑬関係機関相互の連携強化
- ⑭職務関係者に対する教育の充実
- ⑮DV防止に関する調査研究の実施

体系図

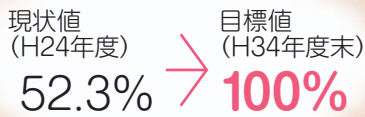


計画を進めるために

計画の達成度や進捗状況を定期的に把握・評価し、効果的に計画を推進するため、成果指標及びモニタリング指標を設定します。

成果指標1

DV相談窓口の周知度



成果指標設定の理由

身近にある窓口で相談することが解決への第一歩となります。

成果指標2

夫婦間における「足でけったり、平手で打たれる」、「なぐるふりをして、おどされる」を暴力として認識する市民の割合



成果指標設定の理由

DVと認識されていない暴力の存在が、被害を潜在化・深刻化させてきた状況があります。

成果指標3

DV防止法の認知度



成果指標設定の理由

「DV防止法」は DVに関する相談、保護、自立支援等 DV防止及び被害者の保護を図るための法律です。

モニタリング指標

- ① 女性会館相談室 相談件数 (H24年度: 2,794件)
- ② 各区女性相談 相談人数 (H24年度: 597人)
- ③ 県警DV相談受理件数 (H24年: 543件)
- ④ 県配暴センターDVによる一時保護件数 (H24年度: 58件)
- ⑤ 県内保護命令発令件数 (H24年度: 82件)
- ⑥ DV検挙件数 (H24年: 50件)

DV被害者に対する支援の流れ

